

# 為替予約の独立処理における時価評価と期間配分に関する一考察

著者	稲場 建吾
雑誌名	川口短大紀要
巻	28
ページ	1-14
発行年	2014-12-01
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1354/00000331/">http://id.nii.ac.jp/1354/00000331/</a>

# 為替予約の独立処理における時価評価と 期間配分に関する一考察

稲 場 建 吾

## I はじめに

「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（会計制度委員会報告4号）によれば、「金融商品会計基準により、デリバティブ取引である為替予約、通貨先物、通貨スワップおよび通貨オプション（以下、「為替予約等」という）は、原則として期末に時価評価を行い、評価差額は損益として処理することが求められている」とされている<sup>(1)</sup>。これから為替予約に関しては時価の算定が重要だということは分かる。ちなみに、ここでいう「為替予約とは外国為替の業務を行う銀行との間で、企業が将来に外貨と日本円を交換するときに適用される為替相場を、現時点でもって契約しておくこと」である<sup>(2)</sup>。また、「『時価』とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である」<sup>(3)</sup>。

本小論では、時価の評価方法そのものも重要であるが、上記指針で時価評価とされている貸借対照表項目の「為替予約」、および上記指針で「評価差額は損益として処理」とされている損益計算書項目の「為替差損益」それぞれの意味について計算事例から考えていきたい。

それにあたっては、まず、計算事例を明瞭かつ簡潔に示されている桜井久勝教授の著作からお借りさせていただくこととする。つぎに、以降の説明を容易にするためにその計算事例に変則的な取引を挿入する。ついでその変則的な取引を挿入した計算事例をもとに「為替予約」および「為替差損益」の意味について述べていく。また、売買目的有価証券の評価についても補足的に言及する。そして、最後に若干の私見を述べることとする。

## II 桜井久勝教授の設例

桜井教授は、為替予約が付された外貨建取引の会計処理に関して設例を設けて解説されている。この設例を議論の出発点としたい。引用後、以降の議論のために変更する点とその解説を述べようとおもう。

## 1 設 例

下記の設例は桜井教授のものである<sup>(4)</sup>。ただし、若干の加筆を加えている。

- ① 1月31日、当社はアメリカから商品1ドルで輸入し、買掛金は5月末に支払うこととした。
- ② 2月28日、円安による支払額の増加を懸念して、3か月先物のドル買い為替予約を締結した。
- ③ 3月31日、決算日を迎えた。
- ④ 5月31日、買掛金1ドルを支払った。

なお、各日における為替相場は次の通りである。

	直物為替相場	先物為替相場
1月31日（取引日）	105 円	100 円
2月28日（予約日）	107 円	104 円
3月31日（決算日）	110 円	108 円
5月31日（決済日）	112 円	—

## 2 独立処理の方法による仕訳と解説

上記設例に対して桜井教授が示した仕訳は下記の通りである<sup>(5)</sup>。ただし、若干の加筆を加えている。

	外 貨 建 取 引		為 替 予 約	
1月31日（取引日）	商 品 105	買掛金 105		
2月28日（予約日）			為替予約未収金 104	為替予約未払金 104
3月31日（決算日）	為替差損 5	買掛金 5	為替予約未収金 4	為替差益 4
5月31日（決済日）	買掛金 110 為替差損 2	現 金 112	現 金 112 為替予約未払金 104	為替予約未収金 108 為替差益 4 現 金 104

また、上記仕訳に対して桜井教授が著した解説は下記の通りである<sup>(6)</sup>。少々長いが引用させていただくこととする。

独立処理による時、外貨建取引は、直物為替相場で記録する。したがって買掛金などの金銭債権債務があれば、決算日と決済日に為替差損益が生じる。これに対処する目的で締結された為替予約は、契約に伴う権利と義務を基礎として、別個に記録する。たとえば設例のように為替の買い予約をすると、為替予約未収金（将来に1ドル札を受け取る権利の時価）

と為替予約未払金（将来に1ドル札を受け取る時の支払義務額）が生じるが、貸借対照表で両者は相殺され、純額だけが計上される。

このうち、未払金として記録した支払義務額は予約レートで固定されているが、外貨を受け取る権利の時価は為替相場の変動に伴って変化するから、為替差損益を生じる。設例では、外貨建取引から生じた為替差損が、為替予約から生じた為替差損と対比されることにより、企業が為替差損を回避するために為替予約を付した事実とその成功度合いが明らかにされる。

### 3 変更を加えた仕訳と解説

議論を進めるにあたって上記仕訳に変更を加えたい。変更後の仕訳は下記の通りである。この変更は、決済日である5月31日時点つまり結論としての各勘定の残高が変更前の仕訳で処理したものであっても変更後の仕訳で処理したものであっても同じになることから、問題はないとおもわれる<sup>7)</sup>。

	外貨建取引		為替予約	
	借方	貸方	借方	貸方
1月31日(取引日)	商品 105	買掛金 105		
2月28日(予約日)			為替予約未収金 104	為替予約未払金 104
3月31日(決算日)	為替差損 5	買掛金 5	為替予約未収金 4	為替差益 4
5月31日(決済日)	為替差損 2 買掛金 112	買掛金 2 現金 112	為替予約未収金 4 現金 112 為替予約未払金 104	為替差益 4 為替予約未収金 104 為替予約未収金 4 現金 104

上記仕訳の金額算定に関しては下記の通りである。なお、以下、直物為替レートはSpot rateなのでSRと、先物為替レートはForward rateなのでFRと略す。

まず、「外貨建取引」に関する各日の金額算定を記す。

取引日である1月31日においては、支払義務である買掛金は1ドル×取引日のSR 105円/ドル=105円である。決算日である3月31日においては、支払義務である買掛金は1ドル×決算日のSR 110円/ドル=110円となるので、1月31日時点の105円に5円増加させる処理がなされる。決済日である5月31日においては、支払義務である買掛金は1ドル×決済日のSR 112円/ドル=112円となるので、3月31日時点の110円に2円増加させる処理がなされる。そして、決済日時点において112円に相当する外貨1ドルを支払うことで、支払義務である買掛金112円が消滅する。

つぎに、「為替予約」に関しての各日の金額算定を記す。

桜井教授が解説されているように「(為替予約) 未払金として記録した支払義務額は予約レートで固定されているが、外貨を受け取る権利の時価は為替相場の変動に伴って変化するから、為替差損益を生じる」<sup>(8)</sup>。

ここから、支払義務である為替予約未払金は、この計算事例においては予約日である2月28日から決済日である5月31日まで金額が変わらない。予約日である2月28日において、1ドル×予約日のFR 104円/ドル=104円支払義務を負い、決済日である5月31日において、1ドル×予約日のFR 104円/ドル=104円を現金などで支払うことで支払義務が消滅する。ちなみに、為替予約未払金の債務先は銀行である。

他方、受取権利である為替予約未収金は、この計算事例においては金額が変化していく。

予約日である2月28日において、受取権利である為替予約未収金は1ドル×予約日のFR 104円/ドル=104円である。決算日である3月31日においては、受取権利である為替予約未収金は1ドル×決算日のFR 108円/ドル=108円となるので、2月28日時点の104円に4円増加させる処理がなされる。決済日である5月31日においては、受取権利である為替予約未収金は1ドル×決済日のSR 112円/ドル=112円となるので、3月31日時点の108円に4円増加させる処理がなされる。そして、決済日時点において112円に相当する外貨1ドルを受け取ることで、受取権利である為替予約未収金104円+4円+4円=112円が消滅する。ちなみに、為替予約未収金の債権先は銀行である。

ところで、ここでは説明上、取引の順序は逆になっている。通常は、「為替予約」で銀行から外貨1ドルを受け取り、「外貨建取引」でその受け取った外貨1ドルを仕入先に支払うという順序である。

これらの内容の取引のイメージはつぎのⅢで記述する。

### Ⅲ 変則的な取引を組み入れた為替予約のイメージ

ここでは、確認したいことが2点ある。まず一点目は、支払いの為替予約は、予約日に締結した予約レートで決済日に銀行へ支払うことである。つまり、支払日に銀行へ支払う金額を予約することである。たとえば、予約日である2月28日に1ドルにつき104円と予約すれば、決済日(この設例では5月31日であるが)に1ドルにつき104円を銀行へ支払うということである。決算日である3月31日に1ドルにつき108円と予約すれば、決済日に1ドルにつき108円を銀行へ支払うということである。

二点目は、重要なことであるが、決済日に予約日の予約金額を銀行へ支払えば、決済日当日に



という「為替予約」であり、③の当社と仕入先との取引が前述Ⅱ-2「独立処理の方法による仕訳と解説」でいう「外貨建取引」である。

## Ⅳ 「為替予約」と「為替差損益」の勘定に関する考察

### 1 問題の視点

再度確認であるが、前述したように桜井教授によって、「(為替予約)未払金として記録した支払義務額は予約レートで固定されているが、外貨を受け取る権利の時価は為替相場の変動に伴って変化するから、為替損益を生じる」ということが説明されている<sup>(10)</sup>。

では、為替相場の変動によって変化する為替予約未収金自体の増加分または減少分の額は何なのであろうか。例えば、決算日の仕訳「(借)為替予約未収金 4 (貸)為替差益 4」の借方の為替予約未収金 4 のことである。未収金勘定で借方に記されているので4円増加したということである。これは何なのか。有価証券の評価と同様の、為替予約未収金自体を時価に評価替するための調整額なのか。

この考え方は、桜井教授によって、予約日に為替予約未収金と為替予約未払金という2つの勘定を用いて仕訳する分かりやすい方法が紹介されているからこそ出てくるのである。しかし、一般的には、予約日には全く仕訳をしないで、決算日にいきなり「(借)為替予約 4 (貸)為替差益 4」と仕訳する方法が解説される場合が多い。この場合の「為替予約」は、決算日に突然でてくるため、先に「為替予約未収金」で見たような、以前からあったものを時価に評価替するための調整額という性質のものには見えない。では、この場合の借方の為替予約 4 は何なのか。一般的には、この4円は予約日に為替予約を結んだことから生じた決算日における価値と考えられているように感じられる。どうなのであろうか。

### 2 問題への試論

それにあたって、まず、予約日から決済日までの間に会計期間というものがないとした場合を考えてみる。つぎに、決算日に予約をしたと仮定した場合を考えてみる。そして、会計期間が存在する場合を考えていこうとおもう。とはいえ、為替予約未収金と為替予約未払金の勘定を使用する場合と為替予約勘定だけを使用する場合の関係も整理しなければならない。そこで、予約日から決済日までの間に会計期間というものがない場合で為替予約未収金と為替予約未払金の勘定を使用する場合を見て、それをもとに、予約日から決済日までの間に会計期間というものがない場合で為替予約の勘定だけを使用する場合を見ようとおもう。

(1) 予約日から決済日までの間に会計期間というものがないとした場合

① 為替予約未収金と為替予約未払金の勘定を使用する場合

仕訳は下記の通りとなる。

	為 替 予 約			
2月28日（予約日）	為替予約未収金	104	為替予約未払金	104
5月31日（決済日）	為替予約未払金	104	現 金	104
	為替予約未収金	8	為替差益	8
	現 金	112	為替予約未収金	112

予約日である2月28日に、「為替予約未収金（将来に1ドル札を受け取る権利の時価）と為替予約未払金（将来に1ドル札を受け取る時の支払い義務額）が生じる」<sup>(11)</sup>。双方の金額は、1ドル×予約日のFR 104円／ドルで104円となる。

決済日である5月31日に、「（為替予約）未払金として記録した支払義務額は予約レートで固定されているが、外貨を受け取る権利の時価は為替相場の変動に伴って変化するから」<sup>(12)</sup>、為替予約未払金は時価112円（＝1ドル×決済日のSR 112円／ドル）となるように8円追加計上されなければならない。

そして、前述Ⅲの「変則的な取引を組み入れた為替予約のイメージ」を前提にできるのであるのなら、銀行に為替予約未払金104円に対して邦貨を支払い、その対価に銀行から為替予約未収金112円に対して邦貨を受け取るということになる。

② 為替予約の勘定だけを使用する場合

為替予約未収金と為替予約未払金の勘定をすべて、未収金および未払金を取消して為替予約の勘定に置き換えれば、仕訳は下記の通りになる。

	為 替 予 約			
2月28日（予約日）	為替予約未収金	104	為替予約未払金	104
5月31日（決済日）	為替予約未払金	104	現 金	104
	為替予約未収金	8	為替差益	8
	現 金	112	為替予約未収金	112

この場合、為替予約の勘定は未収金、未払金両方の意味を持った混合勘定となる。仕訳の意味は、上記①「為替予約未収金と為替予約未払金の勘定を使用する場合」と全く同様である。

為替予約の勘定を相殺してしまうと、仕訳は下記の通りとなる。



	為 替 予 約	
2月28日（予約日）	仕訳なし	
5月31日（決済日）	現 金                    112	現 金                    104 為替差益                    8

会計期間というものが存在していない場合の本小論においての重要な点は、予約日から決済日までの全期間で為替差益が8円測定されたということである。

## (2) 決算日に予約をしたと仮定した場合

仕訳は下記の通りとなる。

	為 替 予 約			
3月31日（決済日=予約日）	為替予約未収金	108	為替予約未払金	108
5月31日（決済日）	為替予約未払金	108	現 金	108
	為替予約未収金	4	為替差益	4
	現 金	112	為替予約未収金	112

上記仕訳の考え方は、前述(1)「予約日から決済日までの間に会計期間というものが存在していない場合」と同様であるが、再度下記で確認しておく。

決算日=予約日である3月31日に、「為替予約未収金（将来に1ドル札を受け取る権利の時価）と為替予約未払金（将来に1ドル札を受け取る時の支払い義務額）が生じる」<sup>(43)</sup>。双方の金額は、1ドル×決算日=予約日のFR 108円/ドルで108円となる。

決済日である5月31日に、「(為替予約)未払金として記録した支払義務額は予約レートで固定されているが、外貨を受け取る権利の時価は為替相場の変動に伴って変化するから」<sup>(44)</sup>、為替予約未払金は時価112円(=1ドル×決済日のSR 112円/ドル)となるように4円追加計上されなければならない。

そして、前述Ⅲの「変則的な取引を組み入れた為替予約のイメージ」を前提にできるのであるのならば、銀行に為替予約未払金108円に対して邦貨を支払い、その対価に銀行から為替予約未収金112円に対して邦貨を受け取るということになる。

為替予約の勘定を相殺してしまうと、仕訳は下記の通りとなる。

	為 替 予 約	
2月28日（予約日）	仕訳なし	
5月31日（決済日）	現 金                    112	現 金                    108 為替差益                    4

決算日に予約をしたと仮定した場合の本小論においての重要な点は、決算日＝予約日から決済日までの期間で為替差益が4円測定されたということである。

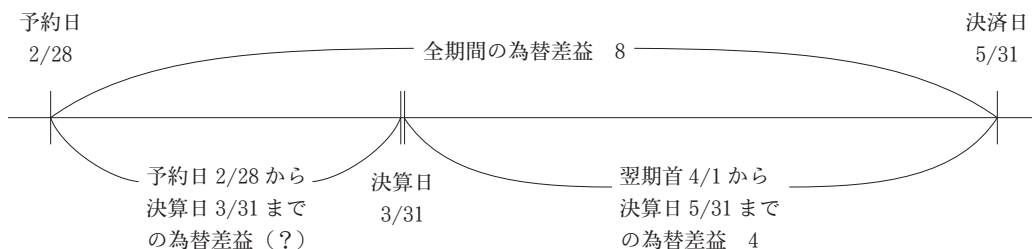
### (3) 会計期間が存在する場合

前述(1)「予約日から決済日までの間に会計期間というものが存在していない場合」において、「会計期間というものが存在していない場合の本小論においての重要な点は、予約日から決済日までの全期間で為替差益が8円測定されたということ」と述べた。加えて、前述(2)「決算日に予約をしたと仮定した場合」において、「決算日に予約をしたと仮定した場合の本小論においての重要な点は、決算日＝予約日から決済日までの期間で為替差益が4円測定されたということ」と述べた。

以上2点から、「為替差損益」と「為替予約」という勘定の意味を追求したい。

予約日2月28日から決済日5月31日までの全期間で為替差益が8円測定され、決算日＝予約日3月31日から決済日5月31日までの期間の為替差益が4円測定されたということは、直接的には測定できない予約日2月28日から決算日3月31日までの為替差益が逆算で算定できるのではないかということである<sup>(15)</sup>(図表2参照)。

図表2 為替差益の期間配分



(出所) 筆者作成

具体的にはつぎのようになる。上記(1)「予約日から決済日までの間に会計期間というものが存在していないとした場合」と(2)「決算日に予約をしたと仮定した場合」の結論の仕訳つまり5月31日決済日の仕訳を並べると下記の通りになる。

	2月28日に予約した場合		3月31日に予約した場合	
5月31日決済日	現金	112	現金	104
			為替差益	8
			現金	112
			現金	108
			為替差益	4

2月28日から5月31日までの為替差益は8円、4月1日から5月31日までの為替差益は4円

であるので、2月28日から3月31日までの期間の為替差益は下記のような逆算の考えで算定できるとおもう（図表3参照）。つまり、「2月28日から3月31日までの為替差損益（？）円」+「4月1日から5月31日までの為替差損益4円」=「2月28日から5月31日までの為替差損益8円」の等式が成り立つはずであるので、移項して、「2月28日から3月31日までの為替差損益（？）円」=「2月28日から5月31日までの為替差損益8円」-「4月1日から5月31日までの為替差損益4円」となり、「2月28日から3月31日までの為替差損益（？）円」は為替差損益+4つまり為替差益4ということがわかるという考え方である。

そのような逆算をすると、為替差益の相手勘定と金額は現金4となる。ただし、3月31日時点で「現金」は実際に当社に入ってきていないため、「為替予約」という勘定で代替するという考え方である。

図表3 2月28日から3月31日までの為替差損益の算定

( ? ) ?	( ? ) ?	← 2月28日から3月31日までの 為替差損益
+ 現金 112	現金 108 為替差損益 4	← 4月1日から5月31日までの 為替差損益
現金 112	現金 104 為替差損益 8	← 2月28日から5月31日までの 為替差損益

(出所) 筆者作成

以上のことから、「為替差損益」の相手勘定となる「為替予約」勘定は、時価で評価された権利義務ということもあるが、見越・繰延の経過勘定項目の性質をもつものといえなくはないか。

## V 若干の疑問

ところで、上記のように考えると、時価の問題が配分の問題になるかもしれない。例えば、売買目的有価証券の切放法である。

例を作れば下記のようなになる。

	市場価格
2月28日（取得日）	104円
3月31日（決算日）	108円
5月31日（売却日）	112円

通常の仕訳は下記のようなになる。

2月28日（取得日）	売買目的有価証券	104	未払金	104
3月31日（決算日）	売買目的有価証券	4	有価証券評価益	4
5月31日（売却日）	未収金	112	売買目的有価証券 有価証券売却益	108 4

前述Ⅳの「会計期間がないとした場合」と「決算日に取得したと仮定した場合」の考え方を売買目的有価証券で表せば下記ようになる。

	2月28日に取得した場合		3月31日に取得したと仮定した場合	
2月28日（取得日）	売買目的有価証券 104	未払金 104	—	—
3月31日（決算日）	—	—	売買目的有価証券 108	未払金 108
5月31日（売却日）	未収金 112	売買目的有価証券 104 有価証券売却益 8	未収金 112	売買目的有価証券 108 有価証券売却益 4

取得日2月28日から売却日5月31日までの全期間で有価証券売却益が8円測定され、決算日＝取得日3月31日から売却日5月31日までの期間の有価証券売却が4円測定されたということは、取得日2月28日から決算日3月31日までの有価証券売却益が逆算で算定できるのではないかということである。

具体的にはつぎようになる。上記の「取得日から売却日までの間に会計期間というものが存在していないとした場合」と上記の「決算日に取得したと仮定した場合」の結論の仕訳つまり5月31日売却日の仕訳を並べると下記の通りになる。

	2月28日に取得した場合		3月31日に取得したと仮定した場合	
5月31日（売却日）	未収金 112	売買目的有価証券 104 有価証券売却益 8	未収金 112	売買目的有価証券 108 有価証券売却益 4

2月28日から5月31日までの有価証券売却益は8円、3月31日から5月31日までの有価証券売却益は4円であるので、2月28日から3月31日までの期間の有価証券売却益は下記のような逆算の考えで算定できるとおも（図表4参照）。つまり、「2月28日から3月31日までの有価証券売却益（？）円」+「4月1日から5月31日までの有価証券売却益4円」=「2月28日から5月31日までの有価証券売却益8円」の等式が成り立つはずであるので、移項して、「2月28日から3月31日までの有価証券売却益（？）円」=「2月28日から5月31日までの有価証券売却益8円」-「4月1日から5月31日までの有価証券売却益4円」となり、「2月28日から3月31

日までの有価証券売却益（？）円」は有価証券売却益+4つまり有価証券売却益4ということがわかるという考え方である。

そのような逆算をすると、有価証券売却益の相手勘定と金額は売買目的有価証券4となる。

図表4 2月28日から3月31日までの有価証券売却益の算定

( ? ) ? ( ? ) ?				← 2月28日から3月31日までの有価証券売却益
+ 未収金	112	売買目的有価証券 有価証券売却益	108 4	← 4月1日から5月31日までの有価証券売却益
未収金	112	売買目的有価証券 有価証券売却益	104 8	← 2月28日から5月31日までの有価証券売却益

(出所) 筆者作成

このように、売買目的有価証券も強引に考えれば、前述Ⅳの為替予約と同様の見方が出来なくもない。とはいえ、一定の期間内で継続して損益が発生しているというよりは、その期間のある時点で発生している。ある時点で評価替えが行われることが、時価評価なのであろう。

## V むすびにかえて

為替予約に関する試論のメリットは、決済日が、あり得るのかあり得ないのか分からないが、長期間来ない場合など決済日時点の直物レートが不明の場合でも、予約日から決算日までの為替差損益が算定できることである。

具体的にはつぎの通りである(図表5参照)。決済日の直物レートをX円/ドルとすると、受取額は1ドル×決済日の直物レートX円/ドル=X円となり、2月28日から5月31日までの為替差損益は、X円-2月28日時点の予約額104円で、(X-104)円となる。また、4月1日から5月31日までの為替差損益は、X円-3月31日時点の予約額108円で、(X-108)円となる。そこから、「2月28日から3月31日までの為替差損益(?)円」+「4月1日から5月31日までの為替差損益(X-104)円」=「2月28日から5月31日までの為替差損益(X-108)円」という等式が成り立つはずであるので、移項して、「2月28日から3月31日までの為替差損益(?)円」=「2月28日から5月31日までの為替差損益X-104円」-「4月1日から5月31日までの為替差損益X-108円」となり、「2月28日から3月31日までの為替差損益(?)円」は為替差損益+4つまり為替差益4ということがわかる。為替差益4の相手勘定は現金4となる。ただし、3月31日時点で「現金」は実際に当社に入ってきていないため、「為替予約」という勘定で代替する。

図表5 2月28日から3月30日までの為替差損益の算定

( ? ) ? ( ? ) ?				← 2月28日から3月31日までの 為替差損益の算定	
+	未収金	X	現金 為替差損	108 X-108	← 4月1日から5月31日までの 為替差損益の算定
	未収金	X	現金 為替差損	104 X-104	← 2月28日から5月31日までの 為替差損益の算定

(出所) 筆者作成

以上が、為替予約の独立処理を例にとった時価評価と期間配分に関する考察であるが、やはり、この見越・繰延の経過勘定項目という考え方に妥当性はないのであろうか。批判を仰ぎたい。

《注》

- (1) 「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告4号) I-1-3(中央経済社編『企業会計小六法』[2011年度版]中央経済社, 2011年, p.370所収)。
- (2) 桜井久勝『財務会計講義』〈第14版〉中央経済社, 2013年, p.406。
- (3) 「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号) I-47(中央経済社編, 前掲書, p.121所収)
- (4) 桜井, 前掲書, p.407。
- (5) 桜井, 前掲書, p.408。
- (6) 桜井, 前掲書, p.408。
- (7) 広瀬教授は、取引発生「後」のではなく取引発生「時」の為替予約の例としてではあるが、本稿と同趣旨の仕訳を「グロス・ベースで仕訳をすれば」と述べて紹介している(広瀬義州『財務会計』第8版, 中央経済社, 2008年, p.556)。
- (8) 桜井, 前掲書, p.408。
- (9) 桜井教授は、為替予約未収金のことを「外貨を受け取る権利」と言い換えて、それに関しての説明をしている(桜井, 前掲書, p.408)。また、広瀬教授は、銀行から受け取るものは邦貨ではなく外貨であることを明確化するために敢えて、「為替予約未収金」を「ドル為替予約未収金」と表記しているようである(広瀬, 前掲書, p.556)。
- (10) 桜井, 前掲書, p.408。
- (11) 桜井, 前掲書, p.408。
- (12) 桜井, 前掲書, p.408。
- (13) 桜井, 前掲書, p.408。
- (14) 桜井, 前掲書, p.408。
- (15) 決算日=予約日の場合、期間の取り方が問題になるようにおもわれる。決算日は当然に当期に属するが、予約日は当期、翌期どちらに属するのかという問題である。若干の考え方を述べておく。  
ここでは、「決算日=予約日3月31日から決算日5月31日までの期間の為替差益が」とは記述した。しかし、厳密には、決算日=予約日3月31日後つまり翌期首4月1日から決済日5月31日までの期間の為替差損益となるであろう。  
なぜならば、決算日3月31日に予約して、翌期に属する4月1日に決済を迎えたとしたら、3月31日の予約を基準にして計算はするが、4月1日の1日分の損益は翌期に認識されなければならないはずである。このように考えると、予約日は決算日と同様に当期に属するとした方がよいとおもわれ

る。予約日と期間を考える場合は、予約日「以前」の期間、予約日「後」の期間という視点があるとよいのかもしれない。

以降は、説明なしに、予約日後の翌期首4月1日から決済日5月31日までの期間と設定している。

(提出日 2014年9月26日)